

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「財団」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員については、別表1の常勤役員俸給表に基づき報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員については、毎年6月及び12月に、別表2の常勤役員賞与表に基づき役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員及び非常勤役員については、日額3万円以内の金額において報酬を支給することができる。
- 5 役員のうち、事務局職員として財団が給与等を支給する者については、無報酬とする。

(通勤手当)

第4条 公共交通機関を利用して通勤する常勤の役員に対しては、通勤手当として当該交通費の実費相当額を支給する。

(報酬額の決定)

第5条 第3条第2項に規定する常勤役員の報酬月額は、理事については理事長が理事会の承認を経て、監事については評議員会の承認を経て決定する。

- 2 第3条第3項に規定する常勤役員の役員賞与は、理事については理事長が理事会の承認を経て、監事については評議員会の承認を経て決定する。
- 3 評議員及び非常勤役員の報酬日額は、評議員会の承認を経て、決定する。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 第3条の評議員及び非常勤役員の報酬は日額とし、勤務当日の日払いとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第8条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

号棒	月 額						
A	338,100	B	348,100	C	358,100	D	368,100
E	378,100	F	388,100	G	398,100	H	408,100

(別表2) 常勤役員賞与表

常勤役員賞与	1,000,000 円~1,850,000 円以内 (年額)
--------	--------------------------------